官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○総務省組織規則の一部を改正する省令（総務九八）　一
〔規　則〕
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一七―一七八）　三
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一一二三）　四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一一二四）　七
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一一二五）　一〇
○肥料の登録が失効した件（同一一二六）
〔官庁報告〕
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件（公安審査委員会告示配三）　一二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五六

省令

○総務省令第九十八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月四日

総務大臣　林　芳正

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際機関室及び国際広報官）	（国際機関室及び国際広報官）
第三十六条　［略］	**第三十六条**　［同上］
2　国際機関室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　［同上］
一　国際戦略課の所掌事務のうち、条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。）及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。	一　国際戦略課の所掌事務のうち、条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。
［二　略］	［二　同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］
（スタートアップ支援室、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官）	（研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官）
第三十七条　技術政策課に、スタートアップ支援室、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。	**第三十七条**　技術政策課に、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。